

委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務

2 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

3 業務の背景と目的

京都を代表する河川の一つである鴨川は、悠久の歴史の中で千年の都と京文化を育んできた川であり、今も大都市にあって清澄さを保ち、憩いや交流の場として多くの人に親しまれている貴重な都市空間である。

こうしたことを踏まえ、令和7年3月に策定した、新京都戦略では、京都固有の町並みを次世代に「つなぐ」プロジェクトとして、京都特有の水辺環境や自然、文化など鴨川や高瀬川が持つポテンシャルを活かし、府市協調・公民連携でエリアの魅力を向上していくことを位置付けている。

また、令和6年度に「鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務」を実施し、京都らしい夜間景観づくりの取組と連動した、鴨川周辺での夜間景観づくりの実証実験や、鴨川に隣接する公園における憩いの空間づくりの検証を実施した。

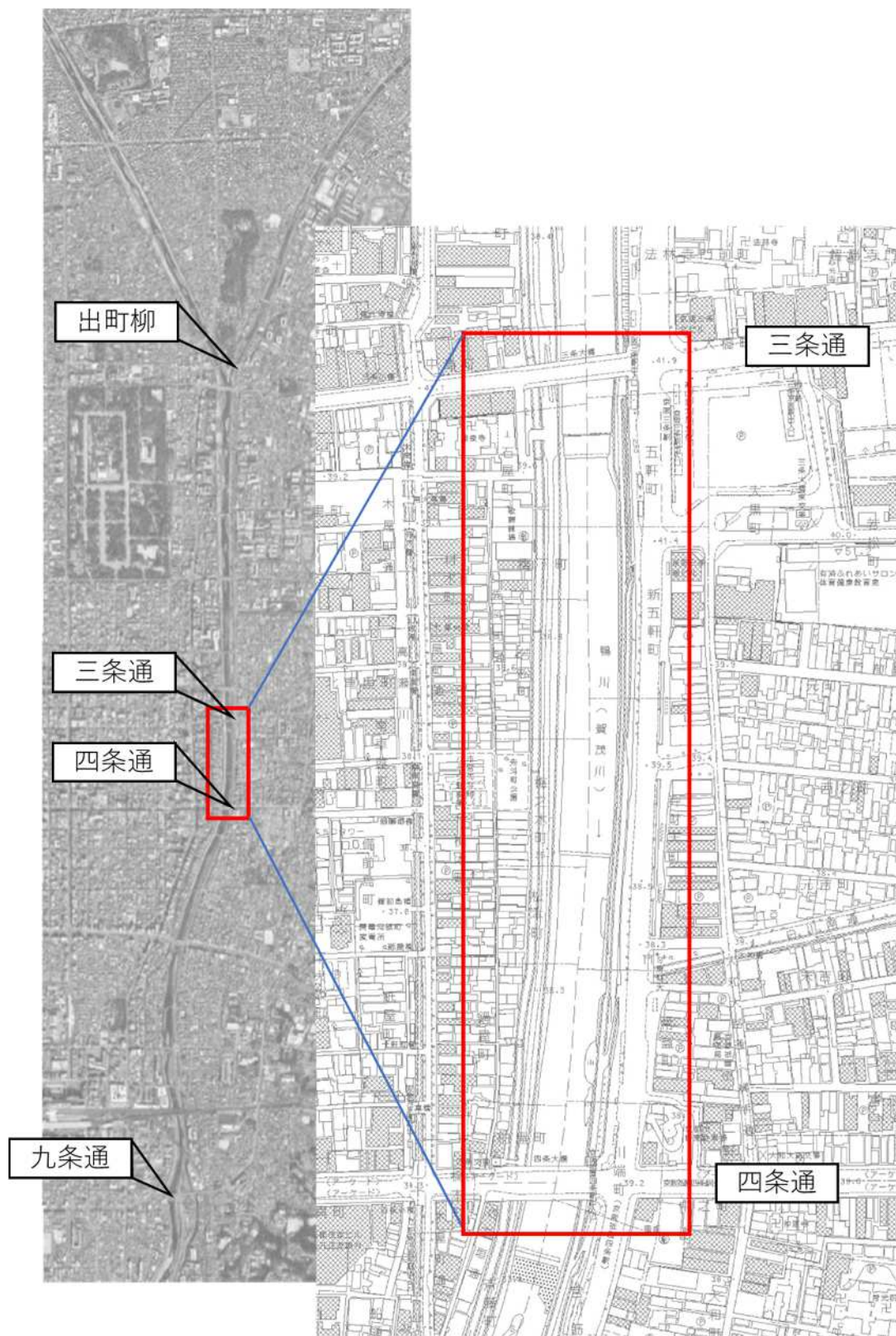
本業務は、これらの取組等を踏まえ、エリアの魅力や特性を活かした居心地の良い豊かな交流空間“川てらす”※1の創出や、エリアプラットフォームの構築※2を目指し、府市協調・公民連携でエリアの魅力向上に向けた取組を進めるものである。

※1 “川てらす”に込めた思い

テラスのように過ごしやすい河川空間で、かつ、まちから見てもテラスのように集いやすいものであること

※2 本業務は、国土交通省所管の官民連携都市再生推進事業費補助金の採択を受け、実施するものである。

4 業務対象エリア



5 業務の内容

(1) 鴨川を中心としたまちづくりを推進するための取組

以下のとおり、全体計画の検討及び作成を行う。

全体計画として、鴨川沿川地域（主に出町柳～九条間）におけるまちづくりの目的及びエリア特性を踏まえた将来像を作成する。なお、三条～四条エリアについては、令和6年度の検証内容を踏まえて作成し、エリアプラットフォームの構築を目指す。

(2) 魅力をより向上させる空間づくりに向けた取組

前年度までに実施した実験等の取組を踏まえ、以下ア、イ及びウの取組を実施する。

ア 夜間景観づくりに向けた取組

以下の基本設計を実施する。

＜基本設計の実施内容＞

- ・前年度までの社会実験等を踏まえ、鴨川周辺三条～四条エリアの夜間景観に関する整備方針を取りまとめたうえ、左岸エリアの一部区域は、令和8年度の詳細設計及び照明設置に向けて、基本設計を行うこと。
- ・河川区域内や道路区域内その他構造物へ設備の設置を要する場合は、通行、安全、防火等の観点から実現性に関する検討を行うこと。

イ 先斗町公園と鴨川における憩いの親水空間づくりに向けた取組

以下のとおり、憩いの親水空間づくりの将来像（イメージ案）の作成を行う。

＜将来像（イメージ案）の作成内容＞

- ・府市関係機関等と協議調整し、実現可能なイメージ案を作成すること。また、実現に向けたロードマップの提案及び整備や管理にあたっての課題整理を合わせて行うこと。

ウ 三条～四条エリア以外での取組の検討・提案

魅力向上に資する取組を検討し、提案する。なお、取り組むエリアについては、実現性を考慮して提案すること。

(3) 現況調査、ワークショップ等の実施

上記ア、イ、ウの取組を進めるにあたり、必要な現況調査、ワークショップ及び社会実験等を実施する。

実施時期、内容、回数については、本市と協議のうえ決定すること。

なお、現況調査やワークショップ、社会実験の実施等に必要な経費については、本業務委託料に含むものとする。

(4) その他の業務

ア 各種調査照会における対応

本業務は、国土交通省所管の官民連携都市再生推進事業費補助金の採択を受け実施するものである。受注者は、当該事業の募集要領や補助金交付要綱を遵守し、業務を行い、国土交通省からの情報提供や調査等の依頼があった際にはこれに協力すること。

イ 協議録の作成

本市及び関係者と打合せを行った内容について、速やかに協議録を作成し、提出すること。

6 実施体制

- (1) 発注者が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受注者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (2) 本業務に関する統括及び管理を行う管理技術者及び管理技術者の下で担当業務を行う担当技術者を定め、管理技術者等通知書を発注者に提出すること。
- (3) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得ること。

7 業務の実施

- (1) 契約締結後は、速やかに、管理技術者等通知書を提出して監督員からの指示及び京都市が過年度に実施した本業務に関連する取組内容や方針について説明を受けるとともに、業務に着手すること。
- (2) 過年度の本業務に関連する取組について、次の資料を本市より貸与する。
 - ・令和6年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務委託成果品
 - ・令和5年度地域主体のまちづくり支援業務委託成果品
 - ・令和5年度エリアマネジメント支援業務委託成果品（鴨川）
 - ・夜間景観づくりに関する調査業務等の委託成果品
- (3) (1)の後、速やかに業務計画書及び業務工程表を作成し、監督員に提出すること。
- (4) 業務を適切かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡を取り、業務の実施方針、条件等について、逐次、打合せ及び協議を行うものとし、その内容及び成果については、速やかに書面に記録し、その都度、監督員の確認を受けること。
- (5) 業務の実施に当たり、必要に応じて、関係官公署等と協議を行うものとし、その内容及び成果については、速やかに書面に記録し、その都度、監督員に提出すること。
- (6) 業務の実施に当たり必要と認めるときは、受発注者協議のうえ、「5 業務の内容」を変更する場合がある。その場合における委託料の変更については、必要があると認められるときは、受発注者協議のうえ、決定する。

8 成果物

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2 部 |
| (2) 本業務で取得又は利用、作成した資料 | 2 部 |

- (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ） 一式

電子データの提出の際には、国土交通省が公開している電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出するものとする。また、データ形式はMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、監督員と協議を行う。

9 検査

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を発注者に通知すること。
- (2) 受注者は、あらかじめ必要な成果物を整えたうえで、決定された日時及び場所において、業務の完了を確認するための検査を受けること。
- (3) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、検査員の指示に従うものとする。

10 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

- (1) 前金払は行わない。
- (2) 部分払は行わない。
- (3) 完了払

業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引き渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

11 書類の提出時期

業務の各段階において、次に掲げる書類を速やかに提出すること

- (1) 契約締結後 14 日以内
 - ア 管理技術者等通知書
 - イ 業務計画書
 - ウ 業務工程表
- (2) 業務完了後
 - ア 完了通知書
 - イ 納品書
 - ウ 請求書

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、発注者が決定するものとする。
- (2) 監督員は、本業務に係る次に掲げる権限を有するものとし、業務委託契約書に定めるものの他、本仕様書に定める指示等は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- ア 発注者が意図する成果物を完成させるための受注者又は管理技術者に対する業務に関する指示
- イ 契約及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- ウ 契約の履行に関する受注者又は管理技術者との協議
- エ 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
- (3) 受注者が本業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に従って取り扱うこと。

※ この仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり、募集時において予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、修正を行うことがあります。